

身体的拘束等の適正化のための指針

1 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 身体的拘束の原則禁止

身体的拘束は利用者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。当法人は、利用者お一人お一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、各施設を運営しますので、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束およびその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

(2) 身体的拘束に該当する具体的な行為

＜参考＞介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為(令和元年9月現在)

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

(3) 緊急やむを得ない場合に該当する3要件

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件をすべて満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行います。

- ① 切迫性…利用者本人または他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性…身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと
- ③ 一時性…身体拘束等が一時的であること

2 日常的支援における留意事項

次の取組みを通して身体的拘束の必要性を除くよう努めます。

(1) 利用者の理解と基本的なケアの向上により身体的拘束リスクを除きます。

利用者お一人お一人の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体的拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施します。

(2) 責任ある立場の職員が率先して施設全体の資質向上に努めます。

事業部門の統括責任者、事業所の現場責任者等が率先して施設内外の研修に参加するなど、施設全体の知識・技能の水準が向上する仕組みをつくります。特に、認知症及び認知症による行動・心理状態について法人全体で習熟に努めます。

- (3) 身体的拘束適正化のため利用者・ご家族と話し合います。
ご家族と利用者本人にとってより居心地のいい環境・ケアについて話し合い、身体的拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えます。

2 身体的拘束等適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束等適正化のための体制を維持・強化します。

(1) 身体的拘束適正化検討委員会の設置及び開催

身体的拘束適正化検討委員会(以下、「委員会」という)を設置し、本法人で身体的拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。委員会は、法人内各事業種別に構成・設置されるのを原則としますが、事業種によっては他の事業種と合同で設置されます。

定例委員会は年に1回以上の頻度で、虐待防止委員会と同時開催とします。

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している(または、実施を開始する)場合は臨時委員会を開催し、身体的拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

(2) 委員会の構成員

- ・ 当該事業種の統括責任者
- ・ 所属事業所の現場責任者
- ・ その他事業種内の職員構成に合わせ、生活相談員、看護師等の職員

(3) 構成員の役割

- ・ 委員長=委員会招集者：当該事業種の統括責任者、または事業所の現場責任者
- ・ 記録者：統括責任者から指名を受けた者

(4) 委員会の検討項目（“必須”は原則必須項目）

- ① 前回の振り返り “必須”
- ② 3要件(切迫性、非代替性、一時性)の再確認 “必須”
- ③ (身体的拘束を行っている利用者がある場合)
3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討します。
- ④ (身体的拘束を開始する検討が必要な利用者がある場合)
3要件の該当状況、特に代替案について検討します。
- ⑤ (今後やむを得ず身体的拘束が必要であると判断した場合)
今後医師、家族等との意見調整の進め方を検討します。
- ⑥ 意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し “必須”
- ⑦ 今後の予定(研修・次回委員会) “必須”
- ⑧ 今回の議論のまとめ・共有 “必須”

(5) 議事録及び周知

委員会での検討内容と結果を議事録にまとめ、介護職員その他の従業者に周知徹底します。議事録は参考様式①に基づき作成します。

3 身体的拘束等適正化のための研修

身体的拘束等適正化のために、職員研修を実施します。

- (1) 定期的な研修の実施(施設系は年2回以上、その他は年1回以上)
- (2) 新任職員への研修の実施
- (3) 身体的拘束等適正化のための研修は、虐待防止のための研修と同日に実施します。
- (4) 実施した研修については、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(研修概要)、を記載した

記録を作成します。

4 緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の対応

(1) 3要件の確認

委員会が、3要件（切迫性、非代替性、一時性）に該当するか検討、確認をします。

(2) 家族への説明、書面での確認

緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的にご本人・ご家族等へ説明し書面で確認を得ます。

- ・ 拘束が必要となる理由（個別の状況）
- ・ 拘束の方法（場所、行為（部位・内容））
- ・ 拘束の時間帯及び時間
- ・ 特記すべき心身の状況
- ・ 拘束開始及び解除の予定（※特に解除予定を記載します）

※参考様式②「緊急やむを得ない身体的拘束に関する説明書」

5 身体的拘束等の継続と解除

(1) 緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や利用者の日々の態様（時間や状況ごとの動作や様子等）を記録します。

※参考様式③「緊急やむを得ない身体的拘束に関する利用者の日々の態様記録」

- (2) 身体的拘束適正化委員会において、拘束解除に向けた確認（3要件に該当するか）を行います。
- (3) 身体的拘束等を継続せざるを得ないと判断された場合は、引き続き日々の態様を記録します。
- (4) 身体的拘束等を解除の場合は、即日、現場責任者より家族に説明し、同意を得ます。

6 ご利用者等による本指針の閲覧

本指針は、本施設で使用するマニュアルに綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者やご家族が閲覧できるようにし、ホームページへ掲載します。

附 則

この指針は、令和6年4月1日より施行します。